

令和8年4月1日現在の条文

○吹田市報酬及び費用弁償条例

昭和23年3月22日条例第74号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第1項及び第3項の規定に基づく非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 報酬の額は、次のとおりとする。

(1) 教育委員会委員

- ア 教育長職務代理者 月額200,000円
- イ アに掲げる者以外の委員 月額195,000円

(2) 選挙管理委員

- ア 委員長 月額63,500円
- イ アに掲げる者以外の委員 月額54,000円

(3) 公平委員会委員

- ア 委員長 月額36,500円
- イ アに掲げる者以外の委員 月額34,500円

(4) 監査委員

- ア 代表監査委員 月額161,000円
- イ 識見を有する者のうちから選任された監査委員 月額145,000円
- ウ 議員のうちから選任された監査委員 月額49,500円

(5) 農業委員会委員

- ア 会長 月額54,000円
- イ 副会長 月額51,000円
- ウ ア又はイに掲げる者以外の委員 月額49,000円

(6) 固定資産評価審査委員会委員

- ア 委員長 月額24,000円
- イ アに掲げる者以外の委員 月額23,000円

(7) 国民健康保険運営協議会委員 日額8,400円

(8) 社会教育委員 日額8,400円

- (9) 固定資産評価員 月額161,000円
- (10) 専門委員 日額9,000円
- (11) 選挙に関する事務に従事する非常勤の特別職の職員
 - ア 投票所の投票管理者 日額15,100円
 - イ 期日前投票所の投票管理者 日額13,400円
 - ウ 開票管理者 日額12,800円
 - エ 選挙長 日額12,800円
 - オ 投票所の投票立会人 日額15,100円（立会時間が投票時間の2分の1の場合は、日額7,550円）
 - カ 期日前投票所の投票立会人 日額13,400円（立会時間が投票時間の2分の1の場合は、日額6,700円）
 - キ 開票立会人 日額12,800円
 - ク 選挙立会人 日額12,800円
- (12) 前各号に掲げる者以外の非常勤の特別職の職員 前各号に掲げる者と均衡を失わないよう
に考慮して任命権者の定める額

- 2 本市の一般職の職員が前項各号に掲げる職を兼ねる場合においては、その兼ねる職に対する報酬は、支給しない。ただし、任命権者の承認があつた場合は、この限りでない。
- 3 本市の議員が議員として第1項第12号に掲げる職を兼ねる場合においては、その兼ねる職に対する報酬は、支給しない。
- 4 開票管理者、選挙長、開票立会人及び選挙立会人の従事する職務が、その職務を開始した日の翌日に及ぶ場合は、当該翌日の職務に対する報酬は、支給しない。

第3条 教育委員会委員、選挙管理委員、公平委員会委員、監査委員、農業委員会委員その他報酬を月額で定められている者（以下「委員等」という。）の報酬は、委員等となつた日から支給するものとし、委員等となつた月については、日割により支給する。

- 2 任期満了、辞職、失職その他の理由により委員等でなくなつた場合の委員等の報酬は、その日までの分を日割により支給する。ただし、死亡により委員等でなくなつた場合の報酬は、その日の属する月の末日までの分を支給する。
- 3 職務の異動があつた月分の委員等の報酬の額は、それぞれの職務における報酬の月額を日割にした額の合計額とする。この場合において、同一の日に複数の職務にあつたときの同日についての日割による計算の基礎となる報酬の月額は、それぞれの職務における報酬の月額を比較して多

い方の額とする。

4 臨時に補充した選挙管理委員の報酬の額は、その参会した日1日につき5,200円とする。

第4条 報酬は、毎月20日に支給する。

2 前項の規定により支給することが不適当と認められる場合は、別に市長の定める方法により支給することができる。

(費用弁償)

第5条 第2条第1項各号に掲げる者がその職務を行うため旅行するときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の旅費の額は、吹田市旅費条例（昭和26年吹田市条例第136号）第5条第2項第1号に掲げる者の例による。ただし、第2条第1項第12号に掲げる者のうち市長が必要と認める者に係る旅費の額は、同条例の適用を受けるその他の職員の例による。

(この条例に定めのない事項)

第6条 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関し、この条例に定めのない事項については、一般職の職員の例による。

附 則

1 この条例は、公布の日より施行する。

2 吹田市条例第5号市会議員等の報酬並びに費用弁償支給条例はこの条例施行の日よりこれを廃止する。

3 昭和46年6月1日在職する市議会議員で、同年5月27日に就職した者（同年5月26日退職し、翌日再び就職した者を除く。）に支給する期末手当は、第5条第2項中「100分の110」とあるのは「100分の33」とする。

4 昭和48年度に限り、第5条の規定の適用については、同条第2項中「100分の50」とあるのは「100分の20」と、「100分の200」とあるのは「100分の230」とする。

5 昭和49年度に限り、第5条の規定による期末手当のほか、昭和49年4月27日（以下「適用日」という。）に在職する議長、副議長及び議員（以下「議長等」という。）に対して、別に定める日に期末手当を支給する。

6 前項の規定による期末手当の額は、適用日において議長等が受けるべき報酬の月額に100分の30を乗じて得た額とする。

7 平成7年6月に支給すべき期末手当の額は、第5条の規定により算出して得た額に、支給を受

ける第2条第1項第1号に掲げる者の同月1日現在（退職した者にあつては、退職した日現在）における期末手当基礎額（同条第2項に規定する期末手当基礎額をいう。）に100分の5を乗じて得た額及び10,000円を加算した額とする。

8 前項の規定は、規則で定める日限り、その効力を失う。

9 平成12年3月に支給する期末手当の額の算定に限り、第5条第2項の規定の適用については、同項中「100分の55」とあるのは、「100分の25」とする。

10 平成13年3月に支給する期末手当の額の算定に限り、第5条第2項の規定の適用については、同項中「100分の55」とあるのは、「100分の35」とする。

11 平成14年3月に支給する期末手当の額の算定に限り、第5条第2項の規定の適用については、同項中「100分の55」とあるのは、「100分の50」とする。

12 平成15年3月に支給する期末手当の額の算定に限り、第5条第2項の規定の適用については、同項中「100分の55」とあるのは、「100分の50」とする。

13 平成15年12月に支給する期末手当の額の算定に限り、第5条第2項の規定の適用については、同項中「100分の230」とあるのは、「100分の215」とする。

附 則（省略）

附 則（令和元年10月18日条例第18号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。（ただし書省略）

附 則（令和8年1月8日条例第1号）

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（以下省略）